

令和5年7月5日
(一社)日本電設工業協会
事務局

会員各位

令和5年7月5日、国土交通省不動産・建設経済局建設業課よりメールにて下記の周知依頼を受けました。

記

(ご参考-周知依頼) 建設業における時間外労働の上限規制に関する厚労省パンフレット等のご案内 (周知依頼文より抜粋)

平素より大変お世話になっております。

令和6年4月から、建設業においても時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、今般、厚生労働省より、解説パンフレットとQ & Aの共有がございましたので、情報提供させていただきます。

【内容】

- ・2024年4月以降、建設業では、災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外労働の上限規制が原則通りに適用されます。
- ・災害時における復旧及び復興の事業には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。この度、その内容を建設業者、発注者の方々等に幅広くご理解いただくためのご参考として、以下の解説パンフレット等が、厚生労働省HPにて掲載されておりますので、ご活用ください。

【媒体】

- パンフレット「建設業時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001116624.pdf>
- Q & A「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ & A」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001115877.pdf>

【掲載先】

- 厚労省HP「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務（工作物の建設の事業）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/gyosyu/topics/01.html
- 厚労省特設サイト「適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススム(建設業)」
https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html

各団体のご担当者様におかれましては、傘下の建設業者に対するご周知にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

